

国立大学法人島根大学学長選考会議（第3回）〈議事要録〉

日 時 平成26年 9月29日（月）16：25～17：00
場 所 医学部管理棟5階 大会議室
出席者 梶田委員，有澤委員，大谷委員，近藤委員，中村委員
吹野委員（法文学部長），小川委員（教育学部長），大谷委員（医学部長），荒瀬委員
（生物資源科学部長），服部委員（総合理工学研究科長）
欠席者 なし
〔陪席者：総務部長，総務課長，総務グループリーダー，企画・法規グループリーダー，
学長室リーダー〕

○ 議事に先立ち，第2回国立大学法人島根大学学長選考会議の議事要録が異議なく承認された。

議 題

1 「学長選考の基準」について

議長から，学長選考会議委員からの意見を基に議長代理と検討し，資料1のとおり望まれる学長像と学長候補者選考方法（案）としてまとめた旨の説明があり，審議の結果，望まれる学長像の文言及び選考方法の順序を一部変更し，承認された。

委員からの主な意見は次のとおりであった。

- ・望まれる学長像と学長選考会議での選考方法が同一の書面になっているが，別々でも良いのではないかと，また，文書の流れからすると，学長選考会議での選考方法が始めにあり，望まれる学長像が後の方が文書の流れとしては良いのではないかと意見があった。事務から，文部科学省から大学における内部規則・運用見直しチェックリスト（国立大学法人法関係）が示されており，学長選考の基準に「学長に求められる資質・能力」，「学長選考の具体的手続・方法」が盛り込まれているかということが具体的な確認事項として掲げられている旨の説明の後，議長から，国立大学法人法改正の対応として「学長選考の基準」を定めることが重要であり，改正の趣旨に添った学長選考の基準にしたいと提案があり，了承された。
- ・学長選考会議での選考方法に意向調査が突然でてくるので，選考方法の順序を変更してはどうかとの意見があり，議長から，⑧を②とし，②から⑦を一つずつ繰り下げることの提案があり，了承された。
- ・望まれる学長像の最初の行の「大学憲章を実現するために」は，その後の「今後さらに」とのつながりが悪いとの意見があり，議長から「大学憲章の実現を目指し」としてはどうかと提案があり，了承された。
- ・望まれる学長像の第四に「再定義した使命」とあり，「ミッションの再定義」を指しているものであるが，法務研究科はミッションの再定義を行っていないので，「与えられた社会的使命」としてはどうかとの意見があり，了承された。

2 学長候補適任者の推薦依頼について

議長から、資料2により経営協議会学外委員、理事、監事及び職員へ学長候補者適任者の推薦の依頼を行い、また、公示文を学内掲示板に公示するとともに島根大学ホームページにも掲載することについて説明があり、審議の結果、承認された。

報告事項

1 意向調査管理委員会委員について

議長から、資料3のとおり意向調査管理委員会委員が決定した旨の報告があった。

議長から、次回の学長選考会議は、10月31日（金）14：00から行う旨の提案があり、承認された。